

補助金等の見直しに関する指針

平成27年10月

小樽市財政部

§ 補助金について

本市では、平成27年3月13日付けで「小樽市補助金等交付規則」を制定し、補助金等の交付の申請、決定等に関する統一的な事務手続きについて定めました。

これまで補助金については、一律削減といった予算額に着目した見直しは実施していたものの、補助金等の交付に当たっての交付基準や見直し・検証の基準などの基本原則は定めていなかったことから、補助金の有効性や必要性等を検証するための統一的な指針として「補助金等の見直しに関する指針」を策定するものです。

1 補助金の課題

補助金は、市の施策を展開する上で、行政目的を効果的かつ効率的に達成する手段であるとともに、地域の活性化や産業振興など市としての課題の解決の有効な手段の一つとして、これまでも重要な役割を果たし、行政の補完的な役割という意味においても一定程度の成果を挙げてきたところであります。

その一方で、補助金によっては、次のような課題もあり、検証と見直しが必要となるものです。

(1) 交付根拠が不透明

補助金は、公益性の高い特定の事業や活動などに支援するために交付しているが、一部を除き統一した基準に基づいた交付とはなっていないため、交付の根拠が不透明になりがちです。

(2) 補助期間の長期化、既得権化

補助金は、社会情勢の変化に伴い、その目的や内容について見直しが必要であるが、一度創設された補助金は長期にわたり存続することが多く、長期化、既得権化しがちです。

(3) 交付団体の自主・自立の阻害

団体等に対する運営費補助については、団体の財政基盤が脆弱であることなどを根拠として、運営費に対する補助を行っていますが、団体等が補助金へ依存し、自立した運営を行う努力を阻害するおそれがあるものです。

2 見直しの4つの基本方針

上記の課題の克服に向けて、補助金の見直しに当たっては、次の4点を基本方針として定め、進めていくこととします。

- ① 団体等への運営費補助金を原則廃止（事業費補助への転換）
- ② 補助対象経費等の明確化
- ③ 終期の設定
- ④ 類似補助金などの整理・統合

3 基本方針の概要

2に掲げた「見直しの4つの基本方針」の概要は、以下のとおりです。

(1) 団体等への運営費補助金を原則廃止

各種団体等に対して、毎年度、一定の金額を運営費補助金として支出しているものについては、その団体の行う個別の事業に対して、交付額等を判断しているものではないため、その妥当性や効果の測定が難しいことから、既存の運営費補助金については、原則として廃止することとし、今後は、団体等の自主性・自立性を高める観点から、その活動内容の公益性に着目し、補助の目的が明確である事業費補助金への転換を図るものです。

※ 運営費補助金は、原則廃止としますが、行政が本来担うべき業務の一部を本市と連携して実施している団体で、行政としてその業務を推進する上では一定程度の支援をする必要性があると判断される場合については、運営費補助金での継続を認めることとしますが、その場合でも、事業費補助への移行について十分に協議し、その理由を明確にすること。

なお、運営費補助から事業費補助へ移行する場合の予算額は、27年度予算額を限度とします。

(2) 補助対象経費等の明確化

補助金の公平性や透明性を確保するため、補助要綱等に補助の目的や対象経費、補助率、補助限度額、終期等を明文化するとともに、団体等に対しても適正な執行となるよう促すこととします。

(補助対象外経費)

交際費・・・団体等を代表し、その利益のために外部団体等との交渉に要する経費

慶弔費・・・団体等がお祝いや不幸に対して支給する金品等に要する経費

懇親会費・・・総会の後などに実施される親睦的な事業に対する経費
積立金等・・・積立金やそれに類する他会計への繰出金

その他・・・直接公益的な事業に結びつかない飲食費や慰労的な視察旅費などの経費や社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費

(補助率)

補助率は、対象経費の1/2以下を基本とする。

ただし、本来、市が自ら負担して実施すべき事業について、実行委員会を設置し実施団体に補助する場合や、政策目的の達成のため、1/2を超える補助金により実施することに、特段かつ合理的な理由がある場合や国等による制度補助は、この限りではありません。

なお、会員数などが減少傾向にある団体等などにおいては、補助対象経費の1/2相当を基本に、人員割による限度額を設定するなど、会員数の増の努力等が反映できる仕組みの構築を検討すること。

(3) 終期の設定

補助の長期化による既得権化の弊害をなくすとともに、定期的な見直しを行うため、補助金には原則として終期を設定するものします。

なお、その期間は、社会情勢の変化等を考慮して最長3年間とします。

ただし、法令等により交付が義務付けられているものや、終期の設定がなじまない補助金については終期の設定は不要としますが、定期的な見直しの趣旨を踏まえ3年毎に検証することとします。

(4) 類似補助金などの整理・統合

補助目的が類似する他の補助事業と整理・統合を図っても、事業の効果が期待できるものや、補助目的が類似していなくとも、他の補助事業

と整理・統合を図ることで効果的かつ効率的な事業展開が期待できるものについては、整理・統合を行うこととします。

4 見直しの基本的な視点

地方自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる」とされており、補助金等の交付にあたっては「公益性」があることが必要であるが、年数の経過や社会情勢の変化により「公益性」が乏しくなるといった変化なども生じることから、効果的な補助制度としていくためには、公益性、必要性、妥当性、有効性の視点から「補助金の見直し」が必要と考えます。

(1) 公益性の視点

- ・市の行政目的に合致しているもの
- ・事業の効果が市民の利益に寄与するもの
- ・事業の効果が不特定多数の市民等に広く及ぶもの

(2) 必要性の視点

- ・市として積極的に関与し、推進すべき分野であるもの
- ・社会経済情勢の変化や市民ニーズの変化に適合しているもの
- ・行政運営(市民等との協働、行政コストの縮減)に効果が期待できるもの

(3) 妥当性の視点

- ・交付先の会計処理及び補助金等の使途が適切であるもの
- ・決算における繰越金又は余剰金が補助金等の額を大幅に超過していないもの
- ・交付先の経営状況を確認できるもの
- ・交付先が自ら積極的に自主財源の確保に努めているもの
(会費の徴収や本市以外の支援制度の導入など)
- ・補助金がなければ運営や実施が困難となるもの

(4) 有効性の視点

- ・補助金額に見合う効果が認められるもの、又は期待できるもの
- ・他の手法ではなく補助によることが施策の実現にとって最適なもの
※他の手法…委託、直営での実施など

5 補助金見直しの進め方

今回の見直しに当たっては、次の行程案により進めてまいります。

平成27年度 「補助金等の見直しに関する指針」の策定

団体運営費補助金の検証

・団体等の運営費補助金の事業費補助金への移行

既存補助金の原部による自己検証

(見直し可能なものから、28年度予算へ反映)

平成28年度 事業費補助金の検証

(見直し可能なものから、29年度予算へ反映)

※ 今後は、定期的に検証していくこととする。

6 見直しの考え方

「基本方針」と「見直しの視点」による検証結果を踏まえ、補助金についての見直しは、以下の考え方とするものです。

(1) 検証の実施

見直しに当たっては、財政部財政課による補助金所管部からのヒアリングを行うとともに、4で掲げた視点による検証を実施することとし、行財政改革推進本部小委員会において決定するものとします。(28年度～)

その後、それぞれの区分の補助金が整理された時点で、検証方法及び検証体制についても見直しを検討します。

なお、27年度における行財政改革推進本部小委員会の役割は、運営費補助金から事業費補助金への移行の整理とします。

原部は、自己検証の結果を踏まえ、各団体等と協議し予算要求することとし、財政部では、それらを踏まえて予算編成過程の中でヒアリング等を実施します。

具体的な検証基準は、次に掲げるA～Cの3段階による評価とします。

A・・・それぞれの視点に照らして、妥当、概ね妥当

B・・・それぞれの視点には合致しているが、改善の必要があると考えられるもの

C・・・それぞれの視点に合致していないもの、または合致しているかどうかを判断する情報が不足しているもの

(2) 検証結果の考え方

1 「継続」とするもの

公益性が高く、市の政策目標の達成や課題解決に向けて、現行の水準を維持する必要がある場合は、「継続」とする。

2 補助額、補助率を「縮小」するもの

補助の必要性は認識されるものの、事業内容の見直しや団体等の自助努力により補助額・補助率の引き下げることが可能と判断される場合や事業効果に比して補助率が高いと認められる場合は、「縮小」とする。

3 他の事業等との「整理、統合」するもの

補助目的が類似する他の補助金と「整理・統合」を行っても、引き続き、事業が期待できるものや、事業の委託など補助以外の手法による適正と判断される場合は、「整理・統合」とする。

4 事業内容等を「改善」するもの

補助の必要性は認識されるものの、補助の継続に当たっては事業内容や補助対象の見直し、が必要と判断されるものは、「改善」とする。

5 補助金の「廃止」

政策目標の到達等により補助の役割を終えたものや、社会情勢の変化により、必要性、有効性が希薄となるなど補助を継続する必要がないと判断される補助金については、「廃止」とする。

なお、この「廃止」には、ただちに「廃止」するもののほか、一定程度の期間において「廃止」することが妥当と判断されるものを含むものとする。

なお、本指針は、本市からの補助金等の見直しはもとより、事業を実施している各団体の自立を促すことなども目的としていることから、各部においては、各団体や当該事業費等への活用が可能な本市以外の支援制度等の情報収集を行うとともに、それらの周知に努め、自立した運営が図られるよう促すこと。

§ 負担金の見直しの考え方について

1 負担金の課題

負担金には、「市が団体の構成員として事業主体に加わることで負担しているもの」や「特定の事業に要する経費の一部を受益の程度に応じて支出するもの」、「各種団体の運営に必要な経費に充てる会費的なもの」などがありますが、これらも補助金と同様に、社会情勢の変化に伴い、当初の目的が相対的に低下した場合においても、効果の見直しや抜本的な見直し、さらには、効果の検証を定期的になされていないという課題があることから、負担金についても検証と見直しが必要となるものです。

2 見直しの考え方

負担金については、公益性、必要性の視点から検証を行い、以下に該当する場合は、団体等からの脱退や負担金の廃止の検討、あるいは負担金の減額や一時停止など要請することとします。

- (1) 公益性が高いと判断できないもの → 脱退・廃止
 - ・ 事業の効果が市民の利益に寄与しない
 - ・ 市の行政目的に合致していない
 - ・ 受益者が特定の市の行政目的に合致していない

- (2) 事業効果が薄れており、必要性が乏しいもの → 脱退・廃止
 - ・ 社会経済情勢や市民ニーズの変化により、必要性がなくなっている
 - ・ 初期の目的が達成されている
 - ・ 情報収集が目的だが、有益な情報が乏しい

- (3) 毎年度、多額の剰余金が発生してももの → 減額・一時停止

- (4) 不適切な経費が含まれているもの → 減額・一時停止